

佐賀県告示第168号

佐賀県農業共済組合検査規程（平成22年佐賀県告示第161号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）<u>第142条の2から第142条の4</u>までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって<u>農業災害補償制度</u>における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>（検査の観点）</p> <p>第3条 検査に当たっては、次の各号に掲げる観点について、それぞれ当該各号に定める内容を確認するものとする。</p> <p>(1) 合法性 定款、<u>共済規程</u>、諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況及び法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等の遵守状況</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（検査により達成すべき事項）</p> <p>第4条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業運営の実態を把握し、<u>農業災害補償制度</u>の趣旨に適合す</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）<u>第209条第1項から第3項</u>までの規定により農業共済組合（以下「組合」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規程の定めるところによる。</p> <p>（検査の目的）</p> <p>第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって<u>農業保険制度</u>における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。</p> <p>（検査の観点）</p> <p>第3条 検査に当たっては、次の各号に掲げる観点について、それぞれ当該各号に定める内容を確認するものとする。</p> <p>(1) 合法性 定款、<u>事業規程</u>、諸規則等（以下「定款等」という。）の整備状況及び法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等の遵守状況</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（検査により達成すべき事項）</p> <p>第4条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業運営の実態を把握し、<u>農業保険制度</u>の趣旨に適合するよ</p>

改正前	改正後
<p>るよう運営について指導するとともに、組合の役員及び職員の事業運営に対する意欲と法令遵守意識の高揚を助長すること。</p> <p>(常例検査及び年間検査計画等の作成)</p> <p>第5条 常例検査は、<u>法第142条の3</u>の規定に基づき、<u>すべての組合</u>について、毎年1回実施するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(検査結果の報告及び検査書の交付)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、検査の結果、<u>共済事業</u>を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、併せて<u>法第142条の5</u>の規定による命令をし、及び組合の理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 知事は、<u>法第142条の4</u>の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果を通知するものとする。</p> <p>(農林水産大臣との連携)</p> <p>第20条 <u>組合において、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要であると知事が認める場合</u>におい</p>	<p>う運営について指導するとともに、組合の役員及び職員の事業運営に対する意欲と法令遵守意識の高揚を助長すること。</p> <p>(常例検査及び年間検査計画等の作成)</p> <p>第5条 常例検査は、<u>法第209条第2項</u>の規定に基づき、<u>全ての組合</u>について、毎年1回実施するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(検査結果の報告及び検査書の交付)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、検査の結果、<u>法第2条第1項に規定する農業共済事業及び農業経営収入保険事業</u>を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、併せて<u>法第210条</u>の規定による命令をし、及び組合の理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について前項の回答書とは別に<u>法第208条</u>の規定による報告書の提出を求めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 知事は、<u>法第209条第3項</u>の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査の結果を通知するものとする。</p> <p>(農林水産大臣との連携)</p> <p>第20条 <u>知事が、組合の検査を実施するに当たって農林水産大臣の協力が必要であると認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>て、農林水産大臣と見解が一致するときは、<u>相互の連携を更に徹底する観点から、知事は、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して、検査を実施するものとする。</u></p> <p>別記様式第1号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>農業災害補償法第142条の の規定に基づき、農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。</p> <p>略</p> </div>	<p>別記様式第1号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>農業保険法第209条第 項の規定に基づき、 _____農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。</p> <p>略</p> </div>

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第13条関係）

（表）

← 8.5センチメートル →

<u>身分証明書</u>		第 号
職名	氏名	写真添付
	( 年 月 日生 )	
上記の者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。		
年 月 日		
有効期間		
		日から 年 月 日まで
佐賀県知事		印

↑  
6.5センチメートル  
↓

（裏）

農業保険法（抜粋）

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

2 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。

3 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

4 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。